

文化審議会文化財分科会企画調査会（第1回）議事要旨（案）

1. 日 時

平成25年7月16日（火）13:00～15:00

2. 場 所

文化庁特別会議室（旧文部省庁舎5F）

3. 出席者

（委員）

亀井会長、福家会長代理、伊佐治委員、井上委員、大國委員、大城委員、甲元委員、野本委員、村上委員、山本委員

（事務局）

河村文化庁次長、石野文化財部長、大和文化財鑑査官、平林伝統文化課長、江崎美術学芸課長、榎本記念物課長、村田参事官（建造物担当）、田村文化財保護調整室長、その他関係官

4. 議事等

（1）文化庁次長より挨拶が行われた。

（2）調査会長の選任及び調査会長代理の指名が行われた。

（3）議事の公開について決定が行われた。

（4）事務局より「教育委員会制度改革に係る動向」と「地方における文化財保護行政の在り方についての検討に当たっての視点」について説明が行われた後、各委員より今後の文化財行政の在り方について順次発言がなされた。

○ 松本市では現在、松本城の外堀復元等史跡整備や「歴史文化基本構想」策定を予定する中で、「教育委員会自体のスリム化」と「文化財保護行政とまちづくり行政との組織の一本化」について議論している。文化財を戦略的にまちづくりに活かしていくという観点からは首長部局が望ましいという意見がある一方で、特に埋蔵文化財について開発行為との均衡性という観点から不安という意見があり、賛否両論である。

○ 教育委員会内部においても、過去に学校の新設予定地の遺跡の保存について、学校教育課と文化財課の対立があり、文化財保護について行政内での理解が必要。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律上、文化財保護については教育委員会の専権的事項とされており、このこと自体には問題はないと考える。しかしながら、首長部局に文化財の

情報が入りづらく、史跡を持つ全国の自治体で構成する全史協にも首長の参加者は少ない。首長部局と教育委員会部局の情報が十分共有できていないことが問題である。

- 石見銀山の世界遺産登録を目指した際、首長部局に「石見銀山課」を設置し、市長部局が世界遺産を担当した。石見銀山については、登録まで 12 年を要したが、その間島根県・大田市の首長は変わっておらず、一貫して取り組むことが出来た。継続性・安定性の確保という観点では、教育委員会制度は大きな意義を有していると考えられる。
- 地方における文化財保護行政という意味では、昭和 50 年の文化財保護法の改正（埋蔵文化財に関する制度の整備、伝統的建造物群保存地区制度の創設）を契機として、文化財専門職員が各自治体で採用され、基礎自治体の文化財保護行政が進展した。これが地方自治体の文化財保護行政の出発点となっている。
- 文化財保護行政を考える上で、学校教育・社会教育との連携は不可欠。
- 沖縄県では 2 年前に組織改革を実施しており、教育委員会文化課の所管を、知事部局の文化・観光・スポーツ部（文化振興課）と教育委員会の文化財課に分散させた。しかしながら、両部局の連携が十分に取れておらず、連携の在り方をしっかりと議論する必要がある。
- 文化財保護の担当職員について、以前はプロパーの職員で長期間にわたり担当していたが、現在は指導主事が担当しており、勤務年数の短さともあいまって、専門性や継続性の観点から、きちんと文化財保護が出来るのか不安な側面もある。
- 地方公共団体には十分な対応能力がついてきているので、地方における文化財保護の権限について見直す必要があるのではないかと考える。例えば、伝統的建造物群保存地区制度では、市町村の首長や教育委員会が現状変更の許可等を行っているが、各地域においてうまくいっており、きちんと制度設計できたものについては、地元にもっと任せてもよいのではないかと考える。
- 一方で、地方では関係機関等の調整や指導に際し、「国からこう言われている」と持ち出すことで運用上助かっている側面もある。
- 文化財は自治体の規模に関わらず偏在しており、小規模な自治体に重要な文化財が多く存在している場合もある。国から都道府県への権限移譲はうまくいくと思うが、市町村は大小の規模の差が大きく、小規模な自治体では権限移譲は難しい。
- 川崎市は、開発の需要が旺盛な地域で、文化財の保護を考える際、開発との均衡を図るのが非常に難しい。一方で、地域住民が非常に大事に守ってきた文化財も多くあり、そうした文化財をまちづくりの中で、人々の心のよりどころとして、子供たちにとってはふるさとのイメージとして、どうやって守っていくかが、文化財保護行政にとって非常に重要。

- 地域の文化財を総合学習で活用するなど、子供たちの育ちの段階から文化財保護の大切さを伝えている。
- 徳島県では昭和 50 年に文化課が教育委員会に置かれたが、予算面で十分な措置がなされず、文化財専門職員の配置も教育委員会の定員上難しく、財団を作って対応した。平成 6 年に学校の文化振興を含め、文化振興の担当課を知事部局に設置し、教員を 2 名知事部局に配置したが、知事部局では学校の文化振興が十分に生かしきれなかったことから、平成 22 年には文化財課を教育文化政策課とし、教員 2 名とともに文化振興を教育委員会に引きあげた。
- 文化財保護行政の考え方は、なかなか財政当局には理解されにくい現状がある。例えば、道路行政では、県道・市道設置に国庫補助金を活用できるが、県指定文化財・市指定文化財には国庫補助がなく、国庫補助金を活用することはできない。また、専門性の確保や小規模自治体における文化財保護に対する理解といった課題もある。現行の制度は優れていると考えており、こうした優れた部分をしっかり残し、その長所を補強・発展させていく必要がある。
- 文化財保護は、中長期的な視点が必要で、どこの部署で文化財を守るのがベストか考える必要がある。例えば、姫路城は江戸時代は地域のシンボル、明治初年には薪材として廃棄されようとし、その 50 年後には国宝、更に 50 年後には世界遺産と、社会構造の変化に伴い、価値観は変動する。また、文化財保護行政を教育委員会が今後も担当するとしても、現行の制度を補強していく部分があると思う。
- 知事部局との連携だけでなく、例えば学校施設の建て替えの場合には教育委員会の内部での連携（対立）も問題となる。
- 定数が削減されている中、専門職員を配置することは非常に困難であり、教員や博物館の学芸員を配置するなど臨時的対応で凌いでいるという現状。
- 文化財保護行政を教育委員会に残しつつも、首長は教育委員会ともっと情報共有すべき。
- 太宰府市には埋蔵文化財の技師として採用した者が 9 名いるが、現在は文化財の活用の専門家として、市全体のまちづくり施策に関わっている。
- 社会教育・文化財保護・文化政策はワンセットであることが必要であり重要。
- 特に小規模な自治体では、専門職員の確保が難しく、都道府県との連携が十分取れない場合においては、文化財保護行政が負担感を伴うことになってしまう。
- 石見銀山の世界遺産登録に際し、県と市町が対等の体制（人員数、予算（県と市町で折半））

で臨んだ。県は技術的専門性、市町は地元対応のノウハウを活かした活動といったそれぞれの役割分担がなされたが、首長が変わった場合にもこれをどう引き継いでいくかが大きな問題。

- 市町村合併により必要数以外の文化財専門職員は配置換えとなり文化財専門職員数は減少した。また、世代交代に伴う技術の後補完をどのように行っていくかが課題。
- 小規模な教育委員会ではそもそも事務局職員が数名しかおらず、文化財の専門知識を有する人がいないため、ある程度都道府県の支援が必要なのが現状。また、職員個人の専門性には限界があるが、専門的な研究活動をしている者は学会などネットワークを持っており、そうしたネットワークを持つ人材の活用も必要。
- 文化財に関することは、安定性・継続性の観点から、現状の教育委員会でよいが、文化財の保護と活用について首長にもその責任の一端はあるという自覚をどのようにして持たせるかが課題。

(5) 今後のスケジュールについて事務局より説明が行われた。